◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第六五号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**財務省組織令の一部を改正する政令**（政令第六六号）（財務省）

1　大臣官房に期限を限って置く参事官の存置期限を撤廃することとした。（附則第三条関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**文部科学省組織令の一部を改正する政令**（政令第六七号）（文部科学省）

1　科学技術・学術政策局並びに政策課、基盤政策課及び計画官の所掌事務の再編を行うとともに、調査調整課を廃止し、同局に新たに産業連携・地域支援課を置くこととした。（第七条、第五四条、第五五条、第五六条、第五七条及び第五九条関係）

2　研究振興局並びに振興企画課の所掌事務の再編を行うとともに、研究環境・産業連携課及び基礎基盤研究課を基礎研究振興課及び基盤研究課に改組することとした。（第八条、第六一条、第六二条、第六三条及び第六七条関係）

3　スポーツ・青少年局企画・体育課及び生涯スポーツ課をスポーツ・青少年企画課及びスポーツ振興課に改組するとともに、参事官の職務の再編を行うこととした。（第七八条、第七九条、第八〇条及び第八四条関係）

4　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**厚生労働省組織令の一部を改正する政令**（政令第六八号）（厚生労働省）

1　医政局政策医療課を国立病院課に改組するとともに、同局指導課、経済課及び研究開発振興課の所掌事務を変更することとした。（第三二条、第三三条の二、第三四条及び第三八条～第三九条の二関係）

2　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第六九号）（厚生労働省）

一　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正関係

1　独立法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、三万五、八〇〇円から三万五、七〇〇円に、三万三、八〇〇円から三万三、七〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第三条関係）

2　新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、八五万八〇〇円から八四万七、二〇〇円に、六八万四〇〇円から六七万八、〇〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第四条関係）

3　新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、二七二万四〇〇円から二七〇万九、六〇〇円に、二一七万五、六〇〇円から二一六万七、二〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第五条関係）

4　遺族年金の額を、二三七万八、四〇〇円から二三七万円に引き下げることとした。（第八条関係）

5　遺族一時金の額を、七一三万五、二〇〇円から七一一万円に引き下げることとした。（第一一条関係）

二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令の一部改正関係

1　新型インフルエンザ予防接種に係る医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、三万五、八〇〇円から三万五、七〇〇円に、三万三、八〇〇円から三万三、七〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第三条関係）

2　新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、八五万八〇〇円から八四万七、二〇〇円に、六八万四〇〇円から六七万八、〇〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第四条関係）

3　新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、二七二万四〇〇円から二七〇万九、六〇〇円に、二一七万五、六〇〇円から二一六万七、二〇〇円に、それぞれ引き下げることとした。（第五条関係）

4　遺族年金の額を、二三七万八、四〇〇円から二三七万円に引き下げることとした。（第八条関係）

5　遺族一時金の額を、七一三万五、二〇〇円から七一一万円に引き下げることとした。（第一一条関係）

三　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第七〇号）（警察庁）

1　地方警務官の定員を改めることとした。（第六条関係）

2　地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）

3　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第七一号）（財務省）

1　燃料安定供給対策として、石油、可燃性天然ガス及び石炭の生産の合理化を図るために行う事業に要する費用に係る利子補給金の交付に係る規定の追加を行うこととした。（第五〇条関係）

2　電源利用対策として、核燃料物質の貯蔵及び輸送経路の利用可能性を実証するために要する費用に係る補助金の交付に係る規定の追加を行うこととした。（第五一条関係）

3　食料安定供給特別会計から農地利用集積円滑化事業により農地について利用権の設定又は移転を受けた者に対する交付金の交付に係る規定の追加を行うこととした。（第六二条関係）

4　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**土地改良法施行令の一部を改正する政令**（政令第七二号）（農林水産省）

1　地域振興施設整備関連事業を廃止することとした。（第五〇条第一項、第五〇条の二の二第二項、第七八条第一項及び第四項並びに別表第一、第四、第六及び第七関係）

2　都道府県営土地改良事業として農用地利用集積促進土地改良整備計画に従って暗渠排水のみを行う事業を追加するとともに、同計画に従って行う土地改良事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第三項及び第七八条第五項関係）

3　都道府県営土地改良事業として農用地利用集積促進土地改良整備計画に従って暗渠排水のみを行う事業を追加することに伴い、時限措置として認められている申請要件等の特例に関する規定を整備することとした。（附則第七項、第九項、第一六項及び第一七項関係）

4　この政令は、平成二三年四月一日から施行することとした。

◇**厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第七三号）（農林水産省）

一　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正関係

平成二三年四月から平成二四年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率を〇・九六四と定めることとした。（第五条の二関係）